

会員薬局 各位

(一社) 姫路薬剤師会 会長 浦上文男  
薬局経営部 藤田佳典

平素は会運営にご協力賜りありがとうございます。  
この度、姫路医療センターの砂金薬剤部長より残薬確認依頼のお知らせとお願いがありましたので、配信いたします。10 月 1 日からのこととなりますのでご熟読の上ご対応いただきますようお願い申し上げます。

保険薬局 各位

令和元年 9 月吉日  
姫路医療センター薬剤部  
薬剤部長 砂金秀美

## 姫路医療センター 院外処方箋による残薬確認依頼開始のお知らせとお願い

平素は当院発行院外処方箋を応需していただき、誠に有難うございます。

さて、今回処方箋の備考欄にあります「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」について、処方医が保険薬局に残薬確認を依頼したい場合に ① ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 又は ② ☐ 保険医療機関へ情報提供 のいずれかに ☒ を入れて、交付することになりました。

下記取り決めへの対応の程、よろしくお願い申し上げます。

### <取り決め>

#### (1) 処方医

処方オーダー時、院外処方箋の備考欄上記①又は②に ☒ を入れる。

患者には「残薬」の現物を保険薬局に持参し、確認して頂くよう説明する。

#### (2) 保険薬局

残薬の定義：継続して処方されている薬で、現物確認後 1 週間以上余っている薬を残薬とする。

上記①に ☒ がある場合：

患者が持参した残薬の現物確認後、残薬があれば処方医へ疑義照会した上で、医師の同意を得て処方日数を変更し調剤を行う。(疑義照会は処方医へ直接行って下さい)

上記②に ☒ がある場合：

患者が持参した残薬の現物確認後、残薬があればその内容を指定の「②：残薬確認による服薬情報提供書（トレーシングレポート）」を使用し、下記報告先に F A X 送信する。

資料：報告用様式 ②：残薬確認による服薬情報提供書（トレーシングレポート）

記入例-1、-2 参照

#### (3) 医療センター薬剤部

報告 F A X を電子カルテに取り込み、処方医へ報告する。

### <報告先：薬剤部>

F A X：薬剤部直通 079-225-3243

### <取り決め内容に関する問い合わせ先：薬剤部>

T E L：病院代表 079-225-3211

### <参考：平成 28 年度診療報酬 Q & A（その 1）より>

Q. 処方箋の様式が変更され、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応を記載する欄が設けられたが、処方医が必要と判断した場合は、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」と「保険医療機関へ情報提供」のどちらを指示するのか。

A. そのとおり。薬局で残薬確認の必要があると処方医が判断した場合、処方箋を使って薬局に指示することができるようになった。

Q. 処方箋の様式が見直され、残薬に係る医師のチェック欄が設けられたが、薬局が処方医の了解なく処方日数を変更することが可能となったものではないと理解してよいのか。

A. そのとおり。